

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与規程

〔平成 18 年 4 月 1 日
制 定〕

平成 19 年 3 月 30 日改正

平成 19 年 11 月 30 日改正

平成 20 年 4 月 1 日改正

平成 21 年 6 月 1 日改正

平成 21 年 11 月 30 日改正

平成 22 年 4 月 1 日改正

平成 22 年 6 月 30 日改正

平成 22 年 12 月 1 日改正

平成 23 年 4 月 1 日改正

平成 24 年 4 月 1 日改正

平成 26 年 1 月 1 日改正

平成 26 年 12 月 1 日改正

平成 27 年 4 月 1 日改正

（目的）

第 1 条 この規程は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）就業規則（平成 18 年 4 月 1 日制定。以下「就業規則」という。）第 51 条の規定に基づき同規則が適用される職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第 2 条 職員の給与に関しては、この規則の定めによるほか、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）その他の法令に定めるところによるものとする。

（給与の種類）

第 3 条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に掲げる区分により支給する。

- 一 基本給は、俸給及び扶養手当とする。
- 二 諸手当は、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

（給与の支給日）

第4条 俸給、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当は、その月の月額的全額を毎月17日に、超過勤務手当、休日給及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給定日（この項において毎月17日を「支給定日」という。）が独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第4条に定める休日に当たるときは、次の各号に定める日に支給する。

一 支給定日が日曜日に当たるとき 支給定日の前々日（その日が休日に当たるときは支給定日の翌日）

二 支給定日が土曜日に当たるとき 支給定日の前日

三 支給定日が前2号に掲げる休日以外の休日に当たるとき 支給定日の翌日

2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給定日（この項において6月30日及び12月10日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

（俸給の決定）

第5条 職員の受ける俸給は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して、俸給表において定める級及び号俸により決定する。

2 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

一 一般職俸給表（別表第1）

二 研究職俸給表（別表第2）

三 医療・技術職俸給表（一）（別表第3）

四 医療・技術職俸給表（二）（別表第4）

3 各俸給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定める。

（新たに職員となった者の俸給）

第6条 新たに職員となった者の俸給は、その者の試験、学歴、免許、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

（昇格）

第7条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

2 職員を昇格させる場合、その者の号俸については、別に定めるところによるものとする。

（昇給）

第8条 職員の昇給は、1事業年度中の1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数は4号俸とし、次の各号に定める職員にあっては3号俸とすることを標準として、別に定める基準に従い決定するものとする。

- 一 一般職俸給表適用を受ける職員で、その職務の級が7級以上であるもの
- 二 研究職俸給表適用を受ける職員で、その職務の級が5級以上であるもの

3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、号俸数を0号俸とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 第1項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は別に定める。

（特別の場合の昇給）

第9条 前条第1項の規定にかかわらず、理事長は、特に考慮すべき事由があると認めるときには、前条第2項の規定による昇給をさせることができる。

2 前項の昇給の実施に関し必要な事項は別に定める。

（扶養手当）

第10条 扶養手当は扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- 二 満22才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- 三 満60才以上の父母及び祖父母
- 四 満22才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 五 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族（第5項及び第7項において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第

1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を理事長に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

三 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

四 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

7 扶養手当は、これを受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項のただし書きの規定は、扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(管理職手当)

第11条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち次に掲げる職員に支給する。

一 部長及び上席総括研究員

二 総括研究員及び課長（別に定める者に限る。）

三 総括研究員，主任研究員及び課長並びに独立行政法人国立特別支援教育総合研究所組織規則（平成16年3月30日制定。以下この項において「組織規則」という。）第14条第1項に定める室長（別に定める者に限る。）

四 組織規則第14条第1項に定める室長

2 管理職手当の月額を，次の各号に掲げる職員の区分，適用される俸給表及び職務の級に応じて，別表第5に掲げる額とする。

一 前項第1号に掲げる職員 I種

二 前項第2号に掲げる職員 II種

三 前項第3号に掲げる職員 III種

四 前項第4号に掲げる職員 IV種

3 第1項に規定する職員が死亡したときは，死亡した日の属する月の管理職手当の全額を支給する。

4 第1項に規定する職員が，月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第21条第1項の場合及び業務上の災害又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。）は，その月の管理職手当は支給しない。

5 第18条の規定は，第1項に規定する職員には適用しない。ただし，深夜勤務（午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務）における場合については除くものとする。

6 給与規程第11項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（継続雇用職員を除く。）のうち，その職務の級がこの規程附則第11項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この条において「特定職員」という。）の55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては，特定職員となった日）以後の管理職手当は，第2項の規定にかかわらず，同項の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）とする。

（地域手当）

第12条 地域手当は，国家公務員の給与並びに横須賀市地域の民間における賃金及び物価等を考慮して，基本給及び管理職手当の月額の合計額に，100分の10を乗じて得た額を支給する。

2 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第5号。以下「給与法」という。）が適用される職員（以下「給与法適用職員」という。），国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号。）の適用を受ける職員，特別職に属する国家公務員，独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員，地方公務員，又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人その他これに準ずると認められるものに使用される者（以下「給与法適用職員等」という。）であった者が，引き続き職員となった場合（この職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き

続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると理事長が認める場合に限る。)において、前項で規定する地域手当の支給割合(以下この項において「異動後の支給割合」という。)が当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合(以下この項において「異動前の支給割合」という。)に達しないこととなるときは、当該職員には、当該採用の日から2年を経過するまでの間、基本給及び管理職手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- 一 当該採用の日から同日以後1年を経過する日までの期間は、採用前の支給割合
- 二 当該採用の日から同日以後2年を経過する日までの期間は、採用前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(初任給調整手当)

第13条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員には、月額50,300円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日(採用後別に定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- 2 前項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。)
- 二 第15条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(国等から貸与された宿舎その他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの。

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額)とする。

- 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
 - イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
 - ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除

した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）に11,000円を加算した額

- 二 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）。

（通勤手当）

第15条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額を支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）にあつては、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）にあつては、次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31, 600円

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担しかつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）にあつては、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55, 000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55, 000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の月額、第1号に定める額とし、その額が前号に定める額に満たないときは、前号に定める額とする。

2 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別利用料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20, 000円を超えるときは、支給単位期間につき、20, 000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20, 000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20, 000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当前項の規定による額

3 前項の規定は、給与法適用職員等であつた者から引き続き職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の月額の算出について準用する。

4 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が定める期間）に係

る最初の月の理事長が定める日に支給する。

- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 7 前各項に規定するもののほか通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

- 第16条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額、は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
 - 3 給与法適用職員等であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該職員となった直前の住居から当該職員となった直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して理事長が認める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると理事長が認める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（給与の減額）

- 第17条 職員が勤務しないときは、勤務時間規程第4条に規定する休日（同規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務をした職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。）である場合、休暇による場合、就業の禁止による場合、その他その勤務をしないことにつき特に承認のあった場合、就業規則第42条及び第44条

から第48条により勤務しない場合を除き、その勤務しない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が一の負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（生理日の就業が著しく困難な場合及び業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）にかかる療養のため、又は疾病にかかる就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。）につき、俸給の半額を減ずる。
- 3 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、俸給の半額を減ずる。
- 4 前2項の規定の適用については、生理休暇等の期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。

（超過勤務手当）

第18条 勤務時間規程第4条第2項に規定する所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 所定の勤務日における勤務 100分の125

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所継続雇用職員の就業に関する規程（平成18年4月1日制定。以下「継続雇用規程」という。）第3条第1項第2号による継続雇用短時間勤務職員が、所定の勤務日において、所定の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の100」とする。

- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第19条 前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額、これに対する地域手当の月額

及び初任給調整手当の合計額を当該年度における一ヶ月平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

（管理職員特別勤務手当）

第20条 第11条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間規程第4条に基づく休日（次項において「休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、当該職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

二 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（期末手当）

第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第11項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の第4条第2項に規定する日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職若しくは失職した場合（第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は失職した職員にあつては、退職し、又は失職した日現在。附則第11項第3号において同じ）において職員が受けるべき基本給の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第6に定める職員にあつては、俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（別表第7に定める職員にあつては、その額に俸給月額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額を加算した額。）を合計額に加算する。以下次条第2項において同じ。）に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（一般職俸給表7級以上及び研究職俸給表5級以上の職員で管理職手当の区分がI種の者（以下「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第8に定める割合を乗じて得た額とする。

3 職員が次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず期末手当は支給しない。

一 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

- イ 無給休職者（就業規則第23条第1号及び同条第3号から第6号により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けてない職員をいう。）
- ロ 刑事休職者（就業規則第23条第2号の規定により休職にされている職員をいう。）
- ハ 停職者（就業規則第68条第3号の規定により停職にされている職員をいう。）
- ニ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所育児休業及び介護休業等に関する規程（平成18年4月1日制定。以下「育児休業等規程」という。）により育児休業又は介護休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員
- ホ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員の自己啓発等休業に関する規程（平成20年4月1日制定）による自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）をしている職員
- 二 基準日前1月以内に退職し、又は失職した職員のうち、次に掲げる職員
 - イ 就業規則第68条第4号により懲戒解雇された場合
 - ロ 退職又は失職した日において前号に該当する職員であった場合
 - ハ 職員が引き続き給与法適用職員等となるために退職した場合（当該機関等が同様の手当の支給において、研究所の職員在職期間を通算することとしている場合に限る。）
- 三 前2号に規定する以外で次に掲げる職員
 - イ 基準日から当該基準日に対応する支給定日の前日までの間に就業規則第68条第1項第4号により懲戒解雇された場合
 - ロ 基準日から当該基準日に対応する支給定日の前日までの間に就業規則第18条により当然解雇された場合
 - ハ 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給定日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）でその退職した日から当該支給定日前日までの間に禁固以上の刑に処せられた場合
 - ニ 次項により期末手当の支給を一時差し止め処分を受けた者で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられた者
- 4 支給定日に期末手当を支給されることとなっていた職員で当該支給定日の前日までに退職した者が、退職した日から当該支給定日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
 - 一 起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に定める略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき、その者に犯罪があると思料するに至った場合
- 5 前4項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（勤勉手当）

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第11項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第4条第2項に規定する日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職若しくは失職した場合（前条第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在（退職し、又は失職した職員にあっては、退職し、又は失職した日現在。以下この項。附則第11項第4号ににおいて同じ。）において受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（以下この条において「勤勉手当基礎額」という。）を基礎として、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の総額は、その者の所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の75（特定幹部職員にあっては100分の95）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前条第3項の規定は、同項第1号中イ及びロを「休職にされている者（第23条第1項の休職者を除く。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。
- 4 前条第4項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 5 前4項に定めるもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（休職者等の給与）

第23条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合には、その休職又は病気休暇の期間中、給与の全額（労基法第76条による休業補償及び労働者災害保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）第14条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職にされたときは、その休職の期間が満1年（結核性疾患にあっては満2年）に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が就業規則第23条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第23条第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内（第1項に規定するものと認められるときには給与の全額）を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第23条第3号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

6 休職者の給与については、第1項から前項に定める給与の他はいかなる給与も支給しない。

（育児休業者等の給与）

第24条 育児休業等規程により育児休業等をする職員の給与については次の各号に定めるとおりとする。

一 育児休業及び介護休業（以下「育児休業等」という。）をしている期間については、給与を支給しない。

二 育児休業等をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

イ 第21条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間内において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある職員

ロ 第22条第1項に規定するそれぞれの基準日前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員

三 前号イの「これに相当する期間」とは、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

イ 就業規則第68条第1項第3号による停職

ロ 非常勤職員であった期間（勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様であった場合を除く。）

四 育児休業等をしていた職員が職務に復帰した場合には、別に定めるところにより、号俸を調整することができる。

五 職員が部分休業（育児休業等規程第19条に規定する育児部分休業及び同規程第19条の2に規定する介護部分休業をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 育児休業等規程による育児短時間勤務をする職員に対する本規程の適用について、本規程に定めるもののうち、俸給、管理職手当、初任給調整手当及び超過勤務手当の取り扱いに関しては、別に定めるところによる。

（自己啓発等休業者の給与）

第24条の2 自己啓発等休業をしている職員には給与を支給しない。

2 自己啓発等休業していた職員が職務に復帰した場合には、別に定めるところにより、号俸を調整することができる。

（任期付職員の給与）

第24条の3 任期付職員の就業に関する規程（平成20年4月1日制定）による任期付職員に対する本規程の適用については、同規程に定めるところによる。

（復職時の調整）

第25条 第24条第1項第4号及び第24条の2第2項に定めるほか、休職していた職員が職務に復帰した場合は、別に定めるところにより、その号俸を調整することができる。

（日割計算）

第26条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給等により、俸給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職し、又は失職した場合には、その日までの俸給を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、俸給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、第11条に規定する管理職手当及び第12条に規定する地域手当の支給について準用する。

（端数計算）

第27条 第18条第1項に規定する超過勤務1時間当たりの超過勤務手当の額及び第19条に規定する勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

第28条 この規程により計算した確定金額（前条に規定されるものを除く。）に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（給与の支払）

第29条 職員の給与は、その全額を現金で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令又は労基法第24条に基づく労使協定により、職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項全段の規定にかかわらず、職員から申出があつた場合においては、労使協定により、別に定める基準に基づき、その者に対する給与の全部をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

（人事交流での出向による職員の給与の調整）

第30条 人事交流による国立大学法人等からの出向者の給与について、理事長は、当該出向直前に当人が受けていた給与を勘案し、理事長が必要と認める範囲内において調整を行うことができる。

2 前項の実施に関して必要な事項は別に定める。

3 第1項に定める調整は、当該調整を受ける職員が、人事交流による出向者でなくなった場合には適用しない。

（実施に関し必要な事項）

第31条 この規程及び関係細則等に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、給与法適用職員の例により理事長が決定する。

（この規程により難い場合の措置）

第32条 特別の事情によりこの規程によることのできない場合又はこの規程によることが著しく不適切であると理事長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則（平成27年4月1日改正）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（特定の級の切替え）

2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその職員が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、当該の職員について、そのいずれの級となるかは理事長が決定する。

（号俸の切替え）

3 切替日の前日において改正前の規程における俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び第6項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその職員が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその職員が旧号俸を受けていた期間（理事長が別に定めるところにより当該期間を決定する職員にあっては、その期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とし、前項後段の規定により新級を決定される職員の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める。

（職務の級における最高の号俸を超える号俸の切替え）

4 切替日の前日において、職務の級における最高の号俸を超える号俸を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額、給与法適用職員の例により理事長が決定する。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるところによりこれに準ずるものとした職員の新号俸については、その職員が切替日において職務の級の異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長は別に定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 6 附則第3項から前項までの規定に適用については、職員の属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 7 次の各号に定める職員について、切替日(第3号において切替日以降も含む。)において、その者の受ける俸給月額が切替日の前日に受けていた俸給月額(第2号及び第3号において、切替日の前日に受けていたものとみなされる俸給月額も含む。平成21年12月1日において第4号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に同号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる場合には、平成26年3月31日までの間、別に定めるところにより、その差額に相当する額(この規程附則第11項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

- 一 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員
- 二 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前号に規定する職員を除く。)について、同号の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる場合。
- 三 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して第一号の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる場合
- 四 平成21年12月1日施行附則2第1項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.

1

- 8 前項の規定による俸給を支給される職員に関する、第11条第2項、第21条第2項及び第22条第2項の規定の適用については、各条文中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与規程附則第7項の規定による俸給の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における昇給に関する特例)

- 9 平成22年3月31日までの間における第8条第2項で規定する昇給の号俸数の適用については、次の各号に定めるところとする。

- 一 平成19年1月1日における昇給 別に定めるところによる
- 二 前号に定める昇給日以外における昇給 次の表の第1欄に掲げる字句を、それぞれ同表の第2欄に掲げる字句に読み替える。

	第1欄	第2欄
第8条第2項	4号俸	3号俸

	3号俵	2号俵
第8条第3項	2号俵	1号俵

（地域手当に係る経過措置）

10 第12条に規定する地域手当に関する経過措置については別に定める。

（55歳を超える職員の給与の抑制措置）

11 平成30年3月31日までの間、特定職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額を減ずる。

一 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第17条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の適用により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俵俸給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俵の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第10項及び第11項において「最低号俵に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俵の俸給月額を減じた額（以下この項及び附則第10項において「俸給月額減額基礎額」という。））

二 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俵に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

三 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額（第21条第2項に規定する別表第6の適用を受ける職員にあっては当該合計額に同表に掲げる割合を乗じて得た額（第21条第2項に規定する別表第7の適用を受ける管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に俸給月額に同表に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第21条第2項別表第8以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項別表第8に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俵に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第21条第2項に規定する別表第6の適用を受ける職員にあっては当該合計額に同表に掲げる割合を乗じて得た額（第21条第2項に規定する別

表第7の適用を受ける管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に俸給月額に同表に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第21条第2項別表第8以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項別表第8に定める割合を乗じて得た額）

四 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額（第22条第2項において同じとした第21条第2項に規定する別表第6の適用を受ける職員にあつては当該合計額に同表に掲げる割合を乗じて得た額（第22条第2項において同じとした第21条別表第7の適用を受ける管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に俸給月額に同表に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第11項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条第2項に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第22条第2項において同じとした第21条第2項に規定する別表第6の適用を受ける職員にあつては当該合計額に同表に掲げる割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額に別表第7に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第11項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条第2項に規定する割合を乗じて得た額）

五 第23条第1項から第5項までの規定により支給される給与当該特定職員に適用される次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第23条第1項 前各号に定める額

ロ 第23条第2項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第23条第3項 第1号及び第2号に定める額に同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第23条第4項及び第5項 第1号から第3号までに定める額に同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

俸給表	職務の級
一般職俸給表	6級
研究職俸給表	5級

12 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は別に定める。

13 附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第17条及び第18条ま

でに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第19条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該年度における1ヶ月平均所定勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該年度当該年度における一ヶ月平均所定勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

- 14 附則第11項が適用される間、第22条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.125（特定管理職員にあつては、100分の1.425）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の75（特定管理職員にあつては、100分の95）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成19年11月30日から施行し、この規程による改正後の職員給与規程の規定は、第22条第2項の規定を除き平成19年4月1日から適用する。

（平成19年4月1日から施行の日までの間における異動者の号俸）

- 2 平成19年4月1日からこの規程の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、この規程による改正前の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、理事長が定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、理事長が決定するところによる。

（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整）

- 3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、理事長は、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認める限度において、給与法適用職員の例により、必要な調整を行うことができる。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与規程第21条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与規程第16条第2項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から平成21年11月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
研究職俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
医療・技術職俸給表（一）	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
医療・技術職俸給表（二）	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から40号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで

二 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２２年６月３０日から施行する。

附 則

（施行期日）

１ この規程は、平成２２年１２月１日から施行する。

（平成２２年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）

２ 平成２２年１２月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与規程第２１条第２項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成２２年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後のこの規程附則第１１項の規定が施行されていたとした場合においても同項の適用を受けず、かつ、附則第７項の規程の適用を受けない職員に限る）以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成２２年４月１日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち別に定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与規程第１６条第２項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に１００分の０．２８を乗じて得た額に、同月から平成２２年１１月までの月数（同年４月１日から同年１１月３０日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成２２年６月１日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の０．２８を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	１級	１号俸から９３号俸まで
	２級	１号俸から６４号俸まで
	３級	１号俸から４８号俸まで
	４級	１号俸から３２号俸まで

	5 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
	6 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
	7 級	1 号俸から 4 号俸まで
研究職俸給表	1 級	1 号俸から 9 6 号俸まで
	2 級	1 号俸から 7 2 号俸まで
	3 級	1 号俸から 4 0 号俸まで
	4 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
	5 級	1 号俸から 4 号俸まで
医療・技術職俸給表（一）	1 級	1 号俸から 8 5 号俸まで
	2 級	1 号俸から 7 2 号俸まで
	3 級	1 号俸から 5 6 号俸まで
医療・技術職俸給表（二）	1 級	1 号俸から 9 6 号俸まで
	2 級	1 号俸から 8 0 号俸まで
	3 級	1 号俸から 5 6 号俸まで

（平成 2 2 年 4 月 1 日前に 5 5 歳に達した職員に関する読替え）

- 3 平成 2 2 年 4 月 1 日前に 5 5 歳に達した職員に対する改正後のこの規程附則第 1 1 の規定の適用については、同項中「当該特定職員が 5 5 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは平成 2 2 年 1 2 月 1 日と、「5 5 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成 2 3 年 4 月 1 日における号俸の調整）

- 4 平成 2 3 年 4 月 1 日において 4 3 歳に満たない職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもののうち、平成 2 2 年 1 月 1 日においてこの規程第 8 条第 1 項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成 2 3 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。
- 5 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員の育児休業及び介護休業等に関する規程第 2 0 条の 2 に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額、当該号俸に応じた額に、職員の育児短時間勤務に関する細則（平成 2 0 年 4 月 1 日制定）第 3 条第 1 項各号に定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この規程は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行日）

第 1 条 この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整)

第2条 平成24年4月1日において附則第7項の改正後の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員(その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び任期付職員就業規程別表第一及び第二に掲げる俸給表の適用を受ける職員(以下この条において「除外職員」という。)である者を除く。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第8条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況(以下この条において「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。

2 平成25年4月1日において附則第7項の改正後の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。

3 平成26年4月1日において附則第7項の改正後の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。

4 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員の育児休業及び介護休業等に関する規程第20条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、国家公務員の例に準じる。

(職員給与の特例について)

第3条 職員の給与については、この規程に定めるもののほか、必要に応じ別に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第5条、第13条及び第15条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(平成27年1月1日における昇給に関する特例)

2 平成27年1月1日における第8条第2項で規定する昇給の号俸数の適用については、次の表の第

1 欄に定める字句をそれぞれ同表の第 2 欄に掲げる字句に読み替える。

	第 1 欄	第 2 欄
第 8 条第 2 項	4 号俸	3 号俸
	3 号俸	2 号俸

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

2 平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるところによりこれに準ずるものとした職員の切替日における号俸については、その職員が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長は別に定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

3 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（給与規程附則第 11 項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（継続雇用職員を除く。）のうち、その職務の級がこの規程附則第 11 項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額）を俸給として支給する。

4 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

5 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情を考慮して前 2 項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、俸給を支給する。

(平成 30 年 3 月 31 日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例)

6 この規程の施行の日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、改正後の給与規程第 16 条第 2 項中「30,000 円」とあるのは「26,000 円」とする。

別表第1 一般職俸給表（第5条関係）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100	519,400
2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200	522,300
3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200	525,400
4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200	528,500
5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200	531,600
6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200	533,900
7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200	536,400
8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300	538,800
9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000	541,200
10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100	543,000
11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100	544,800
12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200	546,700
13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900	548,400
14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200	549,800
15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500	551,100
16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800	552,200
17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900	553,500
18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300	554,500
19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800	555,400
20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200	556,300
21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400	557,200
22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800	
23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300	
24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800	
25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900	
26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000	
27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200	
28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400	
29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400	
30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300	
31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200	
32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100	
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900	
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800	

3 5	190, 700	242, 300	282, 200	327, 100	354, 700	382, 700	427, 600	461, 400	521, 500
3 6	192, 200	243, 600	284, 100	329, 200	356, 400	384, 300	428, 800	462, 000	522, 000
3 7	193, 500	244, 600	285, 800	331, 100	357, 800	385, 700	430, 000	462, 500	522, 700
3 8	194, 800	246, 100	287, 500	333, 000	359, 100	386, 900	430, 800	463, 100	523, 300
3 9	196, 100	247, 700	289, 300	335, 000	360, 500	388, 100	431, 600	463, 700	524, 100
4 0	197, 400	249, 200	291, 100	336, 900	361, 900	389, 200	432, 400	464, 300	524, 700
4 1	198, 700	250, 600	292, 800	338, 800	363, 200	390, 300	433, 000	464, 800	525, 200
4 2	200, 000	252, 000	294, 500	340, 700	364, 100	391, 500	433, 700	465, 300	
4 3	201, 300	253, 400	296, 200	342, 500	365, 200	392, 700	434, 400	465, 700	
4 4	202, 600	254, 800	297, 800	344, 400	366, 300	393, 800	435, 100	466, 000	
4 5	203, 800	256, 000	299, 500	345, 900	367, 100	394, 500	435, 900	466, 300	
4 6	205, 100	257, 300	301, 200	347, 300	368, 000	395, 200	436, 700		
4 7	206, 400	258, 700	302, 800	348, 800	368, 900	395, 900	437, 100		
4 8	207, 700	260, 100	304, 500	350, 300	369, 800	396, 600	437, 800		
4 9	208, 800	261, 400	305, 700	351, 900	370, 700	397, 200	438, 300		
5 0	209, 900	262, 500	307, 200	352, 700	371, 500	397, 800	438, 700		
5 1	211, 000	263, 800	308, 800	353, 900	372, 300	398, 300	439, 100		
5 2	212, 100	265, 100	310, 400	354, 900	373, 100	398, 700	439, 500		
5 3	213, 300	266, 200	312, 000	355, 800	373, 800	399, 100	439, 900		
5 4	214, 300	267, 300	313, 600	356, 900	374, 500	399, 400	440, 300		
5 5	215, 300	268, 600	315, 200	357, 800	375, 200	399, 700	440, 700		
5 6	216, 300	269, 900	316, 700	358, 900	375, 900	400, 000	441, 000		
5 7	217, 100	271, 000	318, 200	359, 800	376, 400	400, 300	441, 300		
5 8	218, 100	272, 000	319, 400	360, 500	377, 000	400, 600	441, 700		
5 9	219, 000	273, 100	320, 600	361, 200	377, 600	400, 900	442, 000		
6 0	220, 000	274, 200	321, 800	361, 900	378, 300	401, 200	442, 300		
6 1	220, 800	275, 400	322, 500	362, 300	378, 700	401, 500	442, 600		
6 2	221, 800	276, 400	323, 400	362, 900	379, 400	401, 800			
6 3	222, 800	277, 300	324, 200	363, 600	380, 000	402, 100			
6 4	223, 800	278, 300	325, 000	364, 300	380, 600	402, 400			
6 5	224, 500	279, 100	325, 900	364, 600	381, 000	402, 700			
6 6	225, 500	280, 000	326, 300	365, 300	381, 600	403, 000			
6 7	226, 500	280, 800	327, 000	366, 000	382, 200	403, 300			
6 8	227, 600	281, 700	327, 800	366, 700	382, 800	403, 600			
6 9	228, 400	282, 700	328, 600	367, 000	383, 200	403, 800			
7 0	229, 200	283, 500	329, 300	367, 600	383, 700	404, 100			
7 1	230, 000	284, 300	330, 000	368, 300	384, 200	404, 400			
7 2	230, 800	285, 100	330, 700	368, 900	384, 800	404, 700			
7 3	231, 600	285, 900	331, 200	369, 200	385, 100	404, 900			
7 4	232, 300	286, 400	331, 800	369, 800	385, 500	405, 200			

7 5	233, 000	286, 800	332, 300	370, 500	385, 900	405, 500				
7 6	233, 700	287, 300	332, 900	371, 100	386, 300	405, 700				
7 7	234, 400	287, 400	333, 200	371, 500	386, 600	405, 900				
7 8	235, 200	287, 800	333, 700	372, 000	386, 900	406, 200				
7 9	236, 000	288, 000	334, 100	372, 600	387, 200	406, 500				
8 0	236, 800	288, 400	334, 600	373, 100	387, 500	406, 700				
8 1	237, 500	288, 600	335, 000	373, 600	387, 700	406, 900				
8 2	238, 200	288, 800	335, 500	374, 200	388, 000	407, 200				
8 3	238, 900	289, 200	336, 000	374, 700	388, 300	407, 500				
8 4	239, 600	289, 500	336, 500	375, 000	388, 500	407, 700				
8 5	240, 300	289, 800	336, 800	375, 400	388, 700	407, 900				
8 6	241, 000	290, 100	337, 200	375, 900	389, 000					
8 7	241, 700	290, 400	337, 700	376, 300	389, 300					
8 8	242, 400	290, 800	338, 100	376, 700	389, 500					
8 9	243, 100	291, 100	338, 400	377, 100	389, 700					
9 0	243, 600	291, 500	338, 800	377, 600	390, 000					
9 1	244, 100	291, 800	339, 300	378, 000	390, 300					
9 2	244, 600	292, 200	339, 700	378, 400	390, 500					
9 3	244, 900	292, 300	339, 900	378, 700	390, 700					
9 4		292, 500	340, 300							
9 5		292, 900	340, 800							
9 6		293, 300	341, 200							
9 7		293, 500	341, 300							
9 8		293, 800	341, 800							
9 9		294, 200	342, 200							
1 0 0		294, 600	342, 500							
1 0 1		294, 800	342, 800							
1 0 2		295, 100	343, 200							
1 0 3		295, 500	343, 600							
1 0 4		295, 800	344, 000							
1 0 5		296, 000	344, 500							
1 0 6		296, 300	344, 900							
1 0 7		296, 700	345, 300							
1 0 8		297, 000	345, 700							
1 0 9		297, 200	346, 200							
1 1 0		297, 600	346, 600							
1 1 1		298, 000	346, 900							
1 1 2		298, 300	347, 200							
1 1 3		298, 400	347, 700							
1 1 4		298, 700								

1 1 5	299,000								
1 1 6	299,400								
1 1 7	299,600								
1 1 8	299,800								
1 1 9	300,100								
1 2 0	300,400								
1 2 1	300,800								
1 2 2	301,000								
1 2 3	301,300								
1 2 4	301,600								
1 2 5	301,900								

備考 1 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、非常勤職員には適用しない。

別表第2 研究職俸給表（第5条関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	137,7000	187,200	274,000	327,100	385,800	521,000
2	138,8000	189,700	276,500	329,300	388,700	524,100
3	140,0000	192,100	279,000	331,500	391,500	527,200
4	141,1000	194,500	281,500	333,600	394,300	530,300
5	142,2000	197,000	283,900	335,500	396,600	533,400
6	143,5000	199,300	286,100	337,600	399,300	535,800
7	144,8000	201,600	288,300	339,700	402,000	538,200
8	146,1000	203,800	290,500	341,800	404,700	540,600
9	147,2000	205,900	292,700	343,800	407,400	543,000
10	148,9000	208,200	295,500	345,800	410,000	544,700
11	150,5000	210,500	298,200	347,900	412,700	546,600
12	152,1000	212,800	301,000	349,900	415,500	548,500
13	153,6000	215,000	303,400	352,000	418,200	550,200
14	155,5000	217,400	306,100	353,900	420,900	551,500
15	157,4000	219,800	308,800	355,800	423,700	552,700
16	159,4000	222,200	311,600	357,700	426,400	553,700
17	161,2000	224,500	314,200	359,600	428,900	554,800
18	163,4000	227,300	316,400	361,500	431,500	555,500
19	165,6000	230,200	318,700	363,400	434,000	556,100
20	167,7000	233,100	320,900	365,400	436,600	556,700
21	169,9000	235,600	323,200	367,000	439,100	557,400
22	172,3000	238,300	325,200	369,000	441,700	
23	174,6000	240,800	327,200	370,900	444,300	
24	176,9000	243,500	329,300	372,800	446,800	
25	179,0000	246,200	331,400	374,400	449,000	
26	181,1000	248,600	333,300	376,100	451,300	
27	183,2000	251,000	335,100	378,000	453,800	
28	185,3000	253,400	337,000	379,900	456,300	
29	187,3000	256,100	339,000	381,800	458,800	
30	189,1000	258,300	340,700	383,700	461,300	
31	190,9000	260,400	342,300	385,600	463,800	
32	192,6000	262,500	344,000	387,600	466,300	
33	194,4000	264,500	345,400	389,200	468,600	

3 4	196,3000	266,600	346,800	391,000	471,000
3 5	198,2000	268,800	348,300	392,600	473,400
3 6	200,1000	270,800	349,800	394,400	475,900
3 7	201,8000	272,800	351,100	395,600	478,300
3 8	203,7000	274,300	352,500	397,100	480,800
3 9	205,6000	275,800	353,900	398,500	483,200
4 0	207,5000	277,400	355,300	399,900	485,700
4 1	209,4000	278,800	356,200	401,300	488,000
4 2	211,3000	280,000	357,300	402,600	490,200
4 3	213,2000	281,100	358,600	404,100	492,400
4 4	215,1000	282,200	359,700	405,700	494,600
4 5	216,8000	283,000	360,900	407,100	496,300
4 6	218,7000	284,300	362,100	408,300	497,800
4 7	220,5000	285,600	363,400	409,900	499,400
4 8	222,3000	286,800	364,600	411,500	500,900
4 9	224,0000	288,200	365,700	412,800	502,600
5 0	225,8000	289,500	367,000	414,200	504,000
5 1	227,6000	290,700	368,300	415,700	505,400
5 2	229,3000	291,900	369,600	417,100	506,900
5 3	230,9000	293,100	370,300	418,500	508,000
5 4	232,7000	294,300	371,300	419,900	509,200
5 5	234,5000	295,600	372,200	421,300	510,400
5 6	236,1000	296,800	373,200	422,700	511,600
5 7	237,7000	297,900	374,000	423,800	512,500
5 8	239,0000	299,100	374,800	425,100	513,500
5 9	240,2000	300,300	375,500	426,500	514,500
6 0	241,3000	301,500	376,200	427,800	515,500
6 1	242,6000	302,500	376,800	428,600	516,600
6 2	243,7000	303,600	377,500	429,500	517,500
6 3	244,8000	304,700	378,400	430,500	518,200
6 4	246,0000	305,800	379,300	431,400	518,900
6 5	247,2000	306,800	379,900	432,300	519,700
6 6	248,5000	307,900	380,700	433,100	520,500
6 7	249,7000	309,000	381,500	433,700	521,300
6 8	250,7000	310,100	382,300	434,500	522,100
6 9	251,7000	311,200	382,900	434,900	522,800
7 0	253,2000	312,200	383,600	435,500	523,600
7 1	254,7000	313,300	384,300	436,000	524,400
7 2	256,1000	314,400	385,000	436,500	525,200
7 3	257,5000	315,200	385,700	437,000	525,900
7 4	258,9000	316,200	386,300		

7 5	260, 3000	317, 300	386, 900			
7 6	261, 6000	318, 400	387, 600			
7 7	262, 7000	319, 500	388, 300			
7 8	263, 9000	320, 500	388, 900			
7 9	265, 2000	321, 500	389, 500			
8 0	266, 4000	322, 400	390, 100			
8 1	267, 8000	323, 500	390, 700			
8 2	269, 1000	324, 300	391, 300			
8 3	270, 4000	325, 000	391, 900			
8 4	271, 6000	325, 800	392, 500			
8 5	272, 8000	326, 300	393, 000			
8 6	274, 0000	326, 800	393, 500			
8 7	275, 3000	327, 300	394, 000			
8 8	276, 5000	327, 800	394, 700			
8 9	277, 5000	328, 100	395, 100			
9 0	278, 7000	328, 600				
9 1	279, 9000	329, 100				
9 2	281, 1000	329, 600				
9 3	282, 1000	329, 900				
9 4	283, 1000	330, 300				
9 5	284, 1000	330, 800				
9 6	285, 1000	331, 300				
9 7	285, 7000	331, 800				
9 8	286, 6000	332, 300				
9 9	287, 4000	332, 800				
1 0 0	288, 3000	333, 300				
1 0 1	289, 2000	333, 800				
1 0 2	289, 9000	334, 300				
1 0 3	290, 6000	334, 800				
1 0 4	291, 3000	335, 300				
1 0 5	292, 0000	335, 800				
1 0 6	292, 5000	336, 200				
1 0 7	293, 0000	336, 700				
1 0 8	293, 5000	337, 100				
1 0 9	293, 7000	337, 600				
1 1 0	294, 1000	338, 000				
1 1 1	294, 4000	338, 500				
1 1 2	294, 7000	338, 900				
1 1 3	295, 0000	339, 400				
1 1 4	295, 3000	339, 800				
1 1 5	295, 6000	340, 300				

1 1 6	295,9000	340,700				
1 1 7	296,2000	341,200				
1 1 8	296,6000	341,600				
1 1 9	296,9000	342,000				
1 2 0	297,3000	342,400				
1 2 1	297,6000	342,800				

備考 この表は、研究業務に従事する職員に適用する。

別表第3 医療・技術職俸給表(一) (第4条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円
1	142,400	180,300	215,500
2	143,800	181,900	217,100
3	145,200	183,500	218,700
4	146,600	185,100	220,300
5	147,800	186,600	221,700
6	149,600	188,200	223,300
7	151,300	189,800	224,800
8	153,000	191,300	226,400
9	154,700	192,900	227,900
10	156,400	194,600	229,400
11	158,100	196,200	230,800
12	159,900	197,900	232,200
13	161,400	199,500	234,000
14	163,300	201,100	235,400
15	165,300	202,700	236,700
16	167,200	204,300	238,100
17	169,100	205,800	239,400
18	171,000	207,500	240,700
19	172,800	209,200	242,000
20	174,700	210,900	243,300
21	176,600	212,200	244,700
22	178,100	213,700	245,800
23	179,600	215,100	247,000
24	181,100	216,600	248,200
25	182,700	218,000	249,400
26	184,200	219,400	251,000
27	185,700	220,800	252,500
28	187,100	222,100	254,000
29	188,700	223,600	255,500
30	190,000	225,000	257,300
31	191,300	226,600	259,100
32	192,600	228,000	260,800
33	194,000	229,500	262,300
34	195,400	230,900	264,100

3 5	196, 800	232, 100	265, 800
3 6	198, 200	233, 400	267, 600
3 7	199, 300	234, 900	269, 100
3 8	200, 600	236, 200	270, 800
3 9	201, 900	237, 500	272, 500
4 0	203, 200	238, 900	274, 200
4 1	204, 400	240, 200	275, 900
4 2	205, 600	241, 600	277, 500
4 3	206, 800	242, 900	279, 200
4 4	208, 000	244, 000	280, 900
4 5	209, 200	245, 200	282, 500
4 6	210, 300	246, 700	284, 200
4 7	211, 400	248, 300	285, 900
4 8	212, 500	249, 800	287, 500
4 9	213, 600	251, 400	288, 900
5 0	214, 600	252, 800	290, 500
5 1	215, 600	254, 200	292, 000
5 2	216, 600	255, 600	293, 600
5 3	217, 400	256, 700	295, 000
5 4	218, 400	258, 100	296, 500
5 5	219, 300	259, 500	297, 900
5 6	220, 300	260, 900	299, 400
5 7	221, 100	261, 900	300, 700
5 8	222, 000	263, 200	301, 900
5 9	222, 900	264, 500	303, 200
6 0	223, 800	265, 800	304, 600
6 1	224, 700	266, 800	305, 900
6 2	225, 700	268, 000	307, 100
6 3	226, 700	269, 300	308, 400
6 4	227, 800	270, 600	309, 600
6 5	228, 500	271, 600	311, 000
6 6	229, 400	272, 700	311, 800
6 7	230, 300	273, 800	312, 600
6 8	231, 200	274, 900	313, 400
6 9	231, 900	276, 000	314, 000
7 0	232, 600	277, 000	314, 700
7 1	233, 300	278, 100	315, 400
7 2	234, 000	279, 200	316, 000
7 3	234, 700	280, 100	316, 700
7 4	235, 500	280, 800	316, 900

7 5	236, 300	281, 400	317, 500
7 6	237, 100	282, 200	318, 100
7 7	237, 700	283, 000	318, 700
7 8	238, 300	283, 600	319, 200
7 9	238, 900	284, 200	319, 700
8 0	239, 500	284, 800	320, 200
8 1	239, 900	285, 500	320, 800
8 2	240, 300	286, 000	321, 300
8 3	240, 700	286, 400	321, 700
8 4	241, 100	286, 800	322, 200
8 5	241, 500	287, 000	322, 700
8 6		287, 200	323, 100
8 7		287, 400	323, 300
8 8		287, 600	323, 700
8 9		288, 000	324, 100
9 0		288, 200	324, 500
9 1		288, 400	324, 900
9 2		288, 600	325, 300
9 3		289, 000	325, 600
9 4		289, 200	325, 800
9 5		289, 400	326, 200
9 6		289, 700	326, 500
9 7		290, 100	326, 700
9 8		290, 400	327, 000
9 9		290, 600	327, 300
1 0 0		290, 900	327, 600
1 0 1		291, 200	327, 800
1 0 2		291, 400	328, 100
1 0 3		291, 600	328, 500
1 0 4		291, 900	328, 700
1 0 5		292, 200	328, 800
1 0 6			329, 100
1 0 7			329, 500
1 0 8			329, 700
1 0 9			329, 900
1 1 0			330, 300
1 1 1			330, 700
1 1 2			331, 100
1 1 3			331, 300

備考 この表は、心理療法の職員で別に定 に適用する。

別表第4 医療・技術職俸給表(二) (第4条関係係)

職務の級	1 級	2 級	3 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円
1	155,600	182,900	231,400
2	157,000	185,000	233,200
3	158,500	187,100	235,000
4	159,900	189,200	236,800
5	161,300	191,300	238,200
6	162,800	193,600	239,600
7	164,300	195,900	240,800
8	165,800	198,200	242,100
9	167,100	200,600	243,300
10	168,800	202,000	244,400
11	170,400	203,400	245,400
12	172,000	204,800	246,500
13	173,500	206,200	247,800
14	175,500	207,700	248,900
15	177,500	209,200	249,900
16	179,500	210,500	250,900
17	181,700	211,900	251,900
18	183,800	213,400	252,900
19	185,900	214,900	254,000
20	188,000	216,400	255,000
21	190,100	217,800	256,000
22	192,300	219,500	257,000
23	194,500	221,200	258,100
24	196,700	222,900	259,200
25	198,800	224,300	260,400
26	200,100	226,000	261,900
27	201,400	227,700	263,200
28	202,700	229,400	264,600
29	203,900	231,000	266,000
30	205,100	232,400	267,600
31	206,400	233,700	269,200
32	207,600	234,900	270,700
33	208,900	236,300	272,300
34	210,200	237,400	273,800
35	211,500	238,400	275,200
36	212,800	239,600	276,600
37	214,200	240,800	278,200
38	215,600	241,900	279,600
39	217,000	242,900	281,100
40	218,400	244,000	282,500
41	219,500	244,900	284,100
42	220,900	245,900	285,700
43	222,300	246,900	287,200

4 4	223, 700	247, 900	288, 800
4 5	224, 900	248, 900	290, 200
4 6	226, 300	249, 900	291, 600
4 7	227, 600	251, 000	293, 100
4 8	228, 900	252, 100	294, 600
4 9	230, 000	253, 100	295, 900
5 0	231, 100	254, 500	297, 200
5 1	232, 300	255, 700	298, 600
5 2	233, 400	257, 000	300, 000
5 3	234, 600	258, 300	301, 500
5 4	235, 700	259, 900	302, 800
5 5	236, 800	261, 400	304, 200
5 6	237, 800	262, 900	305, 600
5 7	238, 900	264, 500	306, 700
5 8	240, 000	266, 100	307, 900
5 9	240, 900	267, 600	309, 200
6 0	241, 900	269, 200	310, 600
6 1	243, 000	270, 600	311, 700
6 2	244, 000	272, 100	313, 000
6 3	245, 000	273, 600	314, 300
6 4	246, 100	275, 000	315, 500
6 5	247, 000	276, 600	316, 800
6 6	248, 200	278, 100	318, 100
6 7	249, 400	279, 600	319, 400
6 8	250, 400	281, 100	320, 700
6 9	251, 300	282, 300	321, 400
7 0	252, 500	283, 800	322, 500
7 1	253, 800	285, 300	323, 600
7 2	255, 000	286, 700	324, 500
7 3	256, 400	287, 900	325, 800
7 4	257, 700	289, 300	326, 500
7 5	259, 000	290, 700	327, 600
7 6	260, 300	292, 000	328, 800
7 7	261, 300	293, 500	329, 900
7 8	262, 400	294, 800	331, 100
7 9	263, 700	296, 000	332, 200
8 0	265, 000	297, 300	333, 400
8 1	266, 100	298, 100	334, 500
8 2	267, 100	299, 300	335, 600
8 3	268, 200	300, 500	336, 600
8 4	269, 300	301, 700	337, 700
8 5	270, 200	302, 800	338, 600
8 6	271, 100	304, 000	339, 600
8 7	272, 200	305, 200	340, 500
8 8	273, 300	306, 300	341, 500
8 9	274, 300	307, 600	342, 500
9 0	275, 200	308, 800	343, 300
9 1	276, 200	310, 000	344, 100
9 2	277, 200	311, 200	344, 900
9 3	278, 200	312, 000	345, 500
9 4	279, 200	312, 700	346, 100
9 5	280, 100	313, 400	346, 800

9 6	281, 100	314, 000	347, 400
9 7	282, 000	314, 700	347, 800
9 8	282, 800	315, 000	348, 200
9 9	283, 500	315, 600	348, 700
1 0 0	284, 400	316, 300	349, 100
1 0 1	285, 200	316, 700	349, 600
1 0 2	286, 000	317, 300	350, 000
1 0 3	286, 800	317, 900	350, 500
1 0 4	287, 600	318, 500	350, 900
1 0 5	288, 300	318, 900	351, 200
1 0 6	288, 800	319, 400	351, 700
1 0 7	289, 300	319, 900	352, 100
1 0 8	289, 800	320, 400	352, 400
1 0 9	290, 000	320, 800	352, 900
1 1 0	290, 300	321, 200	353, 400
1 1 1	290, 500	321, 500	353, 900
1 1 2	290, 900	321, 800	354, 400
1 1 3	291, 200	322, 200	354, 900
1 1 4	291, 400	322, 600	355, 400
1 1 5	291, 800	323, 000	355, 900
1 1 6	292, 100	323, 300	356, 300
1 1 7	292, 400	323, 500	356, 700
1 1 8	292, 700	323, 800	357, 100
1 1 9	293, 000	324, 200	357, 600
1 2 0	293, 400	324, 400	358, 100
1 2 1	293, 700	324, 600	358, 500
1 2 2	294, 100	324, 900	359, 000
1 2 3	294, 400	325, 200	359, 500
1 2 4	294, 800	325, 500	360, 000
1 2 5	295, 000	325, 700	360, 300
1 2 6	295, 200	326, 000	
1 2 7	295, 500	326, 400	
1 2 8	295, 900	326, 600	
1 2 9	296, 100	326, 700	
1 3 0	296, 400	327, 000	
1 3 1	296, 800	327, 400	
1 3 2	297, 200	327, 600	
1 3 3	297, 400	327, 900	
1 3 4	297, 700	328, 300	
1 3 5	298, 100	328, 700	
1 3 6	298, 400	329, 100	

1 3 7	298, 600	329, 400	
1 3 8	298, 900	329, 800	
1 3 9	299, 300	330, 200	
1 4 0	299, 600	330, 600	
1 4 1	299, 800	330, 900	
1 4 2	300, 200	331, 300	
1 4 3	300, 600	331, 600	
1 4 4	300, 900	332, 000	
1 4 5	301, 000	332, 300	
1 4 6	301, 300	332, 700	
1 4 7	301, 600	333, 100	
1 4 8	302, 000	333, 500	
1 4 9	302, 200	333, 800	
1 5 0	302, 400	334, 200	
1 5 1	302, 700	334, 600	
1 5 2	303, 000	335, 000	
1 5 3	303, 400	335, 300	
1 5 4	303, 600		
1 5 5	303, 800		
1 5 6	304, 100		
1 5 7	304, 400		
1 5 8	304, 700		
1 5 9	305, 000		
1 6 0	305, 300		
1 6 1	305, 700		
1 6 2	306, 000		
1 6 3	306, 300		
1 6 4	306, 600		
1 6 5	307, 000		
1 6 6	307, 300		
1 6 7	307, 600		
1 6 8	307, 900		
1 6 9	308, 300		

備考 この表は、看護師、准看護師に適用する。

別表第５（第１１条第２項関係）
一般職俸給表

職 務 の 級	区 分	管理職手当の額
９ 級	I 種	１０４，２００円
８ 級	I 種	９４，０００円
	II 種	８２，２００円
７ 級	I 種	８８，５００円
	II 種	７７，４００円
	III 種	６６，４００円
６ 級	II 種	７２，７００円
	III 種	６２，３００円
５ 級	II 種	６９，４００円
	III 種	５９，５００円
４ 級	III 種	５５，５００円
	IV 種	４６，３００円

※１０級については別に定める。

研究職俸給表

職 務 の 級	区 分	管理職手当の額
５ 級	I 種	１０３，４００円
	II 種	９０，５００円
	III 種	７７，６００円
４ 級	II 種	７８，４００円
	III 種	６７，２００円
３ 級	III 種	６０，９００円

※６級については別に定める。

別表第6（第21条第2項関係）

第21条第2項の「別表第6に定める職員」の加算率

①一般職俸給表適用職員

職務の級の区分	加算割合
職務の級8級以上の職員	100分の20
職務の級7級及び6級の職員	100分の15
職務の級5級及び4級の職員	100分の10
職務の級3級の職員	100分の5

②研究職俸給表適用職員

職務の級の区分	加算割合
職務の級6級の職員	100分の20
職務の級5級の職員	100分の15 (別に定める職員にあっては 100分の20)
職務の級4級及び3級の職員	100分の10
職務の級2級の職員	100分の5

③医療・技術職俸給表（一）適用職員

職務の級の区分	加算割合
職務の級3級及び2級の職員（別に定める職員に限る）	100分の5

④医療・技術職俸給表（二）適用職員

職務の級の区分	加算割合
職務の級3級及び2級の職員（別に定める職員に限る）	100分の5

別表第 7（第 2 1 条第 2 項関係）

第 2 1 条第 2 項の「別表第 7 に定める職員」の加算率

①一般職俸給表適用職員

職員の区分		加算割合
第10条第 1 項第 1 号の職員	職務の級 7 級以上	1 0 0 分の 1 5
第10条第 1 項第 2 号の職員		1 0 0 分の 1 0

②研究職俸給表適用職員

職員の区分		加算割合
第10条第 1 項第 1 号の職員	職務の級 5 級以上	1 0 0 分の 1 5
第10条第 1 項第 2 号の職員		1 0 0 分の 1 0

別表第 8（第 2 1 条関係）

在職期間別支給割合

基準日現在の在職期間	割 合
6 箇月	1 0 0 分の 1 0 0
5 箇月以上 6 箇月未満	1 0 0 分の 8 0
3 箇月以上 5 箇月未満	1 0 0 分の 6 0
3 箇月未満	1 0 0 分の 3 0

附則別表第 1

職務の級の切替表（附則第 3 項関係）

俸 給 表	旧 級	新 級
一般職俸給表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
		10級
研究職俸給表	5級	5級
		6級

附則別表第2（附則第4項関係）

イ 一般職俸給表の適用を受ける職員の新号俸表（旧級が11級である職員を除く）

旧号俸	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上 9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上 9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上 9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上 9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上 6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上 9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上 6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上 9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上 6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2

7	6月以上 9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上 6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上 9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上 6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上 9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上 6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上 9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上 6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上 9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上 6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上 9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上 6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上 9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上 6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上 9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33

15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上 6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上 9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上 6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上 9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上 6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上 9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上 6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上 9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上 6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上 9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上 6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上 9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上 6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上 9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上 6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上 9月未満			87	66	91	79	75			

	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上 6月未満			90	67	94	82				
	6月以上 9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上 6月未満			94	70	98	86				
	6月以上 9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上 6月未満			98	73	102					
	6月以上 9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上 6月未満			102	75	106					
	6月以上 9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未満			105	77						
	3月以上 6月未満			106	78						
	6月以上 9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上 6月未満			110	82						
	6月以上 9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未満			113							
	3月以上 6月未満			114							
	6月以上 9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
	3月未満			117							

30	3月以上 6月未満			118							
	6月以上 9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上 6月未満			122							
	6月以上 9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3月未満			125							
	3月以上 6月未満			125							
	6月以上 9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

ロ 研究職俸給表の適用を受ける職員の新号俸表（旧級が5級である職員を除く）

旧号俸	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上 6月未満			1	1
	6月以上 9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	2	2	1	1
	6月以上 9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上 6月未満	6	6	2	1
	6月以上 9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上 6月未満	10	10	6	1
	6月以上 9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上 6月未満	14	14	10	2
	6月以上 9月未満	15	15	11	3
	9月以上12月未満	16	16	12	4
	12月以上	17	17	13	5
6	3月未満	17	17	13	5
	3月以上 6月未満	18	18	14	6
	6月以上 9月未満	19	19	15	7
	9月以上12月未満	20	20	16	8
	12月以上	21	21	17	9
	3月未満	21	21	17	9
	3月以上 6月未満	22	22	18	10

7	6月以上 9月未満	23	23	19	11
	9月以上12月未満	24	24	20	12
	12月以上	25	25	21	13
8	3月未満	25	25	21	13
	3月以上 6月未満	26	26	22	14
	6月以上 9月未満	27	27	23	15
	9月以上12月未満	28	28	24	16
	12月以上	29	29	25	17
9	3月未満	29	29	25	17
	3月以上 6月未満	30	30	26	18
	6月以上 9月未満	31	31	27	19
	9月以上12月未満	32	32	28	20
	12月以上	33	33	29	21
10	3月未満	33	33	29	21
	3月以上 6月未満	34	34	30	22
	6月以上 9月未満	35	35	31	23
	9月以上12月未満	36	36	32	24
	12月以上	37	37	33	25
11	3月未満	37	37	33	25
	3月以上 6月未満	38	38	34	26
	6月以上 9月未満	39	39	35	27
	9月以上12月未満	40	40	36	28
	12月以上	41	41	37	29
12	3月未満	41	41	37	29
	3月以上 6月未満	42	42	38	30
	6月以上 9月未満	43	43	39	31
	9月以上12月未満	44	44	40	32
	12月以上	45	45	41	33
13	3月未満	45	45	41	33
	3月以上 6月未満	46	46	42	34
	6月以上 9月未満	47	47	43	35
	9月以上12月未満	48	48	44	36
	12月以上	49	49	45	37
14	3月未満	49	49	45	37
	3月以上 6月未満	50	50	46	38
	6月以上 9月未満	51	51	47	39
	9月以上12月未満	52	52	48	40
	12月以上	53	53	49	41

15	3月未満	53	53	49	41
	3月以上 6月未満	54	54	50	42
	6月以上 9月未満	55	55	51	43
	9月以上12月未満	56	56	52	44
	12月以上	57	57	53	45
16	3月未満	57	57	53	45
	3月以上 6月未満	58	58	54	46
	6月以上 9月未満	59	59	55	47
	9月以上12月未満	60	60	56	48
	12月以上	61	61	57	49
17	3月未満	61	61	57	49
	3月以上 6月未満	62	62	58	50
	6月以上 9月未満	63	63	59	51
	9月以上12月未満	64	64	60	52
	12月以上	65	65	61	53
18	3月未満	65	65	61	53
	3月以上 6月未満	66	66	62	54
	6月以上 9月未満	67	67	63	55
	9月以上12月未満	68	68	64	56
	12月以上	69	69	65	57
19	3月未満	69	69	65	57
	3月以上 6月未満	70	70	66	58
	6月以上 9月未満	71	71	67	59
	9月以上12月未満	72	72	68	60
	12月以上	73	73	69	61
20	3月未満	73	73	69	61
	3月以上 6月未満	74	74	70	62
	6月以上 9月未満	75	75	71	63
	9月以上12月未満	76	76	72	64
	12月以上	77	77	73	65
21	3月未満	77	77	73	65
	3月以上 6月未満	78	78	74	66
	6月以上 9月未満	79	79	75	67
	9月以上12月未満	80	80	76	68
	12月以上	81	81	77	69
22	3月未満	81	81	77	69
	3月以上 6月未満	82	82	78	70
	6月以上 9月未満	83	83	79	71

	9月以上12月未満	84	84	80	72
	12月以上	85	85	81	73
23	3月未満	85	85	81	73
	3月以上 6月未満	86	86	82	73
	6月以上 9月未満	87	87	83	73
	9月以上12月未満	88	88	84	73
	12月以上	89	89	85	73
24	3月未満	89	89	85	
	3月以上 6月未満	90	90	86	
	6月以上 9月未満	91	91	87	
	9月以上12月未満	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3月未満	93	93	89	
	3月以上 6月未満	94	94	89	
	6月以上 9月未満	95	95	89	
	9月以上12月未満	96	96	89	
	12月以上	97	97	89	
26	3月未満	97	97		
	3月以上 6月未満	98	98		
	6月以上 9月未満	99	99		
	9月以上12月未満	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3月未満	101	101		
	3月以上 6月未満	102	102		
	6月以上 9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未満	105	105		
	3月以上 6月未満	106	106		
	6月以上 9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未満	109	109		
	3月以上 6月未満	110	110		
	6月以上 9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
	3月未満	113			

30	3月以上 6月未満	114			
	6月以上 9月未満	115			
	9月以上12月未満	116			
	12月以上	117			
31	3月未満	117			
	3月以上 6月未満	118			
	6月以上 9月未満	119			
	9月以上12月未満	120			
	12月以上	121			
32	3月未満	121			
	3月以上 6月未満	121			
	6月以上 9月未満	121			
	9月以上12月未満	121			
	12月以上	121			

ハ 医療・技術職（一）俸給表の適用を受ける職員の新号俸表

旧号俸	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	3月未満			1	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満			1	1	1	1	1	1
	6月以上 9月未満			1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	2	2	2	1	1	1	1	1
	6月以上 9月未満	3	3	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	6	6	6	2	1	1	1	1
	6月以上 9月未満	7	7	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	10	10	10	6	2	1	1	1
	6月以上 9月未満	11	11	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1	1
	3月以上 6月未満	14	14	14	10	6	2	1	1
	6月以上 9月未満	15	15	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1	1
	3月以上 6月未満	18	18	18	14	10	6	2	1
	6月以上 9月未満	19	19	19	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4	1
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5	1
	3月以上 6月未満	22	22	22	18	14	10	6	2
	6月以上 9月未満	23	23	23	19	15	11	7	3

	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8	4
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9	5
	3月以上 6月未満	26	26	26	22	18	14	10	6
	6月以上 9月未満	27	27	27	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12	8
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13	9
	3月以上 6月未満	30	30	30	26	22	18	14	10
	6月以上 9月未満	31	31	31	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16	12
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17	13
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17	13
	3月以上 6月未満	34	34	34	30	26	22	18	14
	6月以上 9月未満	35	35	35	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20	16
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21	17
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21	17
	3月以上 6月未満	38	38	38	34	30	26	22	18
	6月以上 9月未満	39	39	39	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24	20
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25	21
12	3月未満	41	41	41	37	33	29	25	21
	3月以上 6月未満	42	42	42	38	34	30	26	22
	6月以上 9月未満	43	43	43	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28	24
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29	25
13	3月未満	45	45	45	41	37	33	29	25
	3月以上 6月未満	46	46	46	42	38	34	30	26
	6月以上 9月未満	47	47	47	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32	28
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33	29
14	3月未満	49	49	49	45	41	37	33	29
	3月以上 6月未満	50	50	50	46	42	38	34	30
	6月以上 9月未満	51	51	51	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36	32
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37	33
	3月未満	53	53	53	49	45	41	37	33

15	3月以上 6月未満	54	54	54	50	46	42	38	34
	6月以上 9月未満	55	55	55	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40	36
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41	37
16	3月未満	57	57	57	53	49	45	41	37
	3月以上 6月未満	58	58	58	54	50	46	42	37
	6月以上 9月未満	59	59	59	55	51	47	43	37
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44	37
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45	37
17	3月未満	61	61	61	57	53	49	45	
	3月以上 6月未満	62	62	62	58	54	50	46	
	6月以上 9月未満	63	63	63	59	55	51	47	
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48	
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49	
18	3月未満	65	65	65	61	57	53		
	3月以上 6月未満	66	66	66	62	58	54		
	6月以上 9月未満	67	67	67	63	59	55		
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56		
	12月以上	69	69	69	65	61	57		
19	3月未満	69	69	69	65	61	57		
	3月以上 6月未満	70	70	70	66	62	58		
	6月以上 9月未満	71	71	71	67	63	59		
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60		
	12月以上	73	73	73	69	65	61		
20	3月未満	73	73	73	69	65	61		
	3月以上 6月未満	74	74	74	70	66	62		
	6月以上 9月未満	75	75	75	71	67	63		
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64		
	12月以上	77	77	77	73	69	65		
21	3月未満	77	77	77	73	69			
	3月以上 6月未満	78	78	78	74	70			
	6月以上 9月未満	79	79	79	75	71			
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72			
	12月以上	81	81	81	77	73			
22	3月未満	81	81	81	77	73			
	3月以上 6月未満	82	82	82	78	74			
	6月以上 9月未満	83	83	83	79	75			
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76			

	12月以上	85	85	85	81	77			
23	3月未満	85	85	85	81	77			
	3月以上 6月未満	85	86	86	82	78			
	6月以上 9月未満	85	87	87	83	79			
	9月以上12月未満	85	88	88	84	80			
	12月以上	85	89	89	85	81			
24	3月未満		89	89	85				
	3月以上 6月未満		90	90	86				
	6月以上 9月未満		91	91	87				
	9月以上12月未満		92	92	88				
	12月以上		93	93	89				
25	3月未満		93	93	89				
	3月以上 6月未満		94	94	90				
	6月以上 9月未満		95	95	91				
	9月以上12月未満		96	96	92				
	12月以上		97	97	93				
26	3月未満		97	97	93				
	3月以上 6月未満		98	98	94				
	6月以上 9月未満		99	99	95				
	9月以上12月未満		100	100	96				
	12月以上		101	101	97				
27	3月未満		101	101	97				
	3月以上 6月未満		102	102	98				
	6月以上 9月未満		103	103	99				
	9月以上12月未満		104	104	100				
	12月以上		105	105	101				
28	3月未満		105	105					
	3月以上 6月未満		105	106					
	6月以上 9月未満		105	107					
	9月以上12月未満		105	108					
	12月以上		105	109					
29	3月未満			109					
	3月以上 6月未満			110					
	6月以上 9月未満			111					
	9月以上12月未満			112					
	12月以上			113					
	3月未満			113					
	3月以上 6月未満			113					

30	6月以上 9月未満			113					
	9月以上12月未満			113					
	12月以上			113					

□ 医療・技術職（二）俸給表の適用を受ける職員の新号俸表

旧号俸	旧 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	経過期間							
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上 9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上 9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上 9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上 6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上 9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上 6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上 9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上 6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上 9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上 6月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上 9月未満	23	23	23	19	15	11	7

	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上 6月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上 9月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上 6月未満	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上 9月未満	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上 6月未満	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上 9月未満	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上 6月未満	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上 9月未満	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3月未満	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上 6月未満	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上 9月未満	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未満	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上 6月未満	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上 9月未満	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未満	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上 6月未満	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上 9月未満	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
	3月未満	53	53	53	49	45	41	37

15	3月以上 6月未満	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上 9月未満	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3月未満	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上 6月未満	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上 9月未満	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月未満	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上 6月未満	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上 9月未満	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3月未満	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上 6月未満	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上 9月未満	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56	52
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3月未満	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上 6月未満	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上 9月未満	71	71	71	67	63	59	55
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60	56
	12月以上	73	73	73	69	65	61	57
20	3月未満	73	73	73	69	65	61	57
	3月以上 6月未満	74	74	74	70	66	62	
	6月以上 9月未満	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3月未満	77	77	77	73	69	65	
	3月以上 6月未満	78	78	78	74	70	66	
	6月以上 9月未満	79	79	79	75	71	67	
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72	68	
	12月以上	81	81	81	77	73	69	
22	3月未満	81	81	81	77	73	69	
	3月以上 6月未満	82	82	82	78	74	69	
	6月以上 9月未満	83	83	83	79	75	69	
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76	69	

	12月以上	85	85	85	81	77	69	
23	3月未満	85	85	85	81	77		
	3月以上 6月未満	86	86	86	82	78		
	6月以上 9月未満	87	87	87	83	79		
	9月以上12月未満	88	88	88	84	80		
	12月以上	89	89	89	85	81		
24	3月未満	89	89	89	85	81		
	3月以上 6月未満	90	90	90	86	82		
	6月以上 9月未満	91	91	91	87	83		
	9月以上12月未満	92	92	92	88	84		
	12月以上	93	93	93	89	85		
25	3月未満	93	93	93	89			
	3月以上 6月未満	94	94	94	90			
	6月以上 9月未満	95	95	95	91			
	9月以上12月未満	96	96	96	92			
	12月以上	97	97	97	93			
26	3月未満	97	97	97	93			
	3月以上 6月未満	98	98	98	94			
	6月以上 9月未満	99	99	99	95			
	9月以上12月未満	100	100	100	96			
	12月以上	101	101	101	97			
27	3月未満	101	101	101	97			
	3月以上 6月未満	102	102	102	98			
	6月以上 9月未満	103	103	103	99			
	9月以上12月未満	104	104	104	100			
	12月以上	105	105	105	101			
28	3月未満	105	105	105	101			
	3月以上 6月未満	106	106	106	102			
	6月以上 9月未満	107	107	107	103			
	9月以上12月未満	108	108	108	104			
	12月以上	109	109	109	105			
29	3月未満	109	109	109				
	3月以上 6月未満	110	110	110				
	6月以上 9月未満	111	111	111				
	9月以上12月未満	112	112	112				
	12月以上	113	113	113				
	3月未満	113	113	113				
	3月以上 6月未満	114	114	114				

30	6月以上 9月未満	115	115	115				
	9月以上12月未満	116	116	116				
	12月以上	117	117	117				
31	3月未満	117	117	117				
	3月以上 6月未満	118	118	118				
	6月以上 9月未満	119	119	119				
	9月以上12月未満	120	120	120				
	12月以上	121	121	121				
32	3月未満	121	121					
	3月以上 6月未満	122	122					
	6月以上 9月未満	123	123					
	9月以上12月未満	124	124					
	12月以上	125	125					
33	3月未満	125	125					
	3月以上 6月未満	126	126					
	6月以上 9月未満	127	127					
	9月以上12月未満	128	128					
	12月以上	129	129					
34	3月未満	129	129					
	3月以上 6月未満	130	130					
	6月以上 9月未満	131	131					
	9月以上12月未満	132	132					
	12月以上	133	133					
35	3月未満	133	133					
	3月以上 6月未満	134	134					
	6月以上 9月未満	135	135					
	9月以上12月未満	136	136					
	12月以上	137	137					
36	3月未満	137	137					
	3月以上 6月未満	138	138					
	6月以上 9月未満	139	139					
	9月以上12月未満	140	140					
	12月以上	141	141					
37	3月未満	141	141					
	3月以上 6月未満	142	142					
	6月以上 9月未満	143	143					
	9月以上12月未満	144	144					
	12月以上	145	145					

38	3月未満	145	145					
	3月以上 6月未満	146	146					
	6月以上 9月未満	147	147					
	9月以上12月未満	148	148					
	12月以上	149	149					
39	3月未満	149						
	3月以上 6月未満	150						
	6月以上 9月未満	151						
	9月以上12月未満	152						
	12月以上	153						
40	3月未満	153						
	3月以上 6月未満	154						
	6月以上 9月未満	155						
	9月以上12月未満	156						
	12月以上	157						
41	3月未満	157						
	3月以上 6月未満	158						
	6月以上 9月未満	159						
	9月以上12月未満	160						
	12月以上	161						

附則別表第3（附則第4項関係）

イ 旧級が一般職俸給表の11級である職員の新号俸表

旧号俸	旧 級 経過期間	9級	10級
1	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	2	1
	6月以上 9月未満	3	1

	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上 6月未満	6	1
	6月以上 9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上 6月未満	10	1
	6月以上 9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上 6月未満	14	1
	6月以上 9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上 6月未満	18	1
	6月以上 9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上 6月未満	22	2
	6月以上 9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上 6月未満	26	6
	6月以上 9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上 6月未満	30	10
	6月以上 9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
	3月未満	33	13

15	3月以上 6月未満	34	13
	6月以上 9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

□ 旧級が研究職俸給表の5級である職員の新号俸表

旧号俸	旧 級 経過期間	5級	6級
1	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	2	1
	6月以上 9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1

	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上 6月未満	6	1
	6月以上 9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上 6月未満	10	1
	6月以上 9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上 6月未満	14	1
	6月以上 9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上 6月未満	18	1
	6月以上 9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上 6月未満	22	1
	6月以上 9月未満	23	1
	9月以上12月未満	24	1
	12月以上	25	1
13	3月未満	25	1
	3月以上 6月未満	26	1
	6月以上 9月未満	27	1
	9月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
14	3月未満	29	1
	3月以上 6月未満	30	1
	6月以上 9月未満	31	1
	9月以上12月未満	32	1
	12月以上	33	1
	3月未満	33	1
	3月以上 6月未満	34	1

15	6月以上 9月未満	35	1
	9月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
16	3月未満	37	1
	3月以上 6月未満	38	1
	6月以上 9月未満	39	1
	9月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
17	3月未満	41	1
	3月以上 6月未満	42	1
	6月以上 9月未満	43	1
	9月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1
18	3月未満	45	1
	3月以上 6月未満	46	1
	6月以上 9月未満	47	1
	9月以上12月未満	48	1
	12月以上	49	1
19	3月未満	49	1
	3月以上 6月未満	50	1
	6月以上 9月未満	51	1
	9月以上12月未満	52	1
	12月以上	53	1
20	3月未満	53	1
	3月以上 6月未満	54	2
	6月以上 9月未満	55	3
	9月以上12月未満	56	4
	12月以上	57	5
21	3月未満	57	5
	3月以上 6月未満	58	6
	6月以上 9月未満	59	7
	9月以上12月未満	60	8
	12月以上	61	9
22	3月未満	61	9
	3月以上 6月未満	62	9
	6月以上 9月未満	63	10
	9月以上12月未満	64	10
	12月以上	65	11

23	3月未満	65	11
	3月以上 6月未満	66	11
	6月以上 9月未満	67	12
	9月以上12月未満	68	12
	12月以上	69	13